

長野労発基0410第4号
令和5年4月10日

関係団体の長 殿

厚生労働省長野労働局長



建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正等について

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）について、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件（令和5年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「改正告示」という。）が令和5年3月27日告示・適用されたところされたところでです。

改正の趣旨等は下記のとおりとなりますので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただきとともに、会員企業その他関係者に対する本改正等の内容の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

第1 改正趣旨等

1 改正趣旨

建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加え、建築物の解体又は改修の作業の前に行う石綿含有建材の使用状況に係る調査（以下「事前調査」という。）に必要な知識も含む総合的な専門知識を有する者を育成するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、平成30年10月に登録規程を定めるなどにより、公正に正確な石綿含有建材の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ってきたところである。

今般、工作物における石綿の使用実態の調査に必要な総合的な専門知識を有する者の養成を適切に行うため、新たに「工作物石綿事前調査者」制度を設けるとともに、当該調査者となるために必要な講習の講義内容を定める等の所要の改正を行った。

なお、改正告示により新たに定める工作物石綿事前調査者は、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第2号）による改正後の石綿障害

予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）及び関連告示において、適切に工作物の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものとして位置付けられ、一部の工作物等に係る事前調査は当該者に行わせなければならないこととして規定されたところである。

2 改正の概要

- (1) 工作物に使用される石綿の使用実態の調査を行う者で、厚生労働大臣の登録を受けた講習の講義を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者として、「工作物石綿事前調査者」を新たに規定したこと。
- (2) 「工作物石綿事前調査者」となるために必要な講習として、「工作物石綿事前調査者講習」を新たに規定するとともに、当該講習の内容・時間、登録の要件、講習事務規程に関する事項等を規定したこと。
- (3) 上記改正に伴い、告示名を「建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程」に改めたこと。
- (4) その他所要の改正を行ったこと。

第2 細部事項

1 工作物石綿事前調査者講習の新設

- (1) 工作物石綿事前調査制限業種事業者等（改正告示による改正後の登録規程（以下「新登録規程」という。）第2条第6項、第7項関係）

工作物における石綿の使用実態の調査を公正に正確に行うことができる者の育成を目的とする工作物石綿事前調査者講習の公正性及び中立性を確保する観点から、「工作物石綿事前調査制限業種事業者」として、設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及び建築に関するコンサルタント業務を含み、工作物に係る業務に限る。）等を規定したこと。あわせて、改正告示による改正前の登録規程（以下「旧登録規程」という。）の「制限業種事業者」を「建築物石綿含有建材調査制限業種事業者」と改めたこと。

- (2) 講師の要件（新登録規程第16条の4第1項第2号関係）

講師の要件については、高等教育機関の教育歴や、学位等で決めている既存の建築物石綿含有建材調査者講習の考え方を踏襲し、工作物石綿事前調査者又は、学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において工学、医学その他の工作物石綿事前調査者講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者等を規定したこと。

- (3) 講義内容等（新登録規程別表第2関係）

講義内容については、工作物の事前調査に必要な知識・技能水準を付与できるようになるものとしたこと。具体的には、別紙のとおり、工作物石綿事前調査に関する基礎知識として関係法令等、また、工作物において使用される石綿含有建材、工作物設備と防火材料その他の工作物石綿事前調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項や、調査報告書の作成その他の工作物石綿事前調査報告書に関する事項を含めたこと。

講義の時間等については、同様に、工作物の事前調査に必要な知識・技能水準を付与できるよう、講義の時間等を設定したこと。具体的には、全部で11時間の講義としたこと。また、修了考査については、1時間程度のものを想定していること。

(4) 受講資格（新登録規程第16条の6第2項第3号関係）

講習の受講資格については、工作物の事前調査に必要な知識・技能水準を付与できるようにするとの趣旨から、工作物に係る一定の学歴や実務経験等を有すること等としたこと。

このうち、「学校教育法に基づく大学において工学に関する課程を修めて卒業」した者には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者（工学に関する学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含むこと。「工作物に係る実務経験」とは、具体的には、工作物の研究、設計、製作又は据付け等の業務の経験をいい、「工作物」とは「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和2年8月4日付け基発0804第8号）の記の第3の1（1）ア①（イ）で示す工作物であること。また、建築物石綿含有建材調査者講習の受講資格と同様に、石綿作業主任者技能講習修了者等も受講できるものとしたこと。

(5) 講義の受講の免除等（新登録規程第7条第2項第5号、第16条の6第2項第4号関係）

建築物石綿含有建材調査者講習及び工作物石綿事前調査者講習における基礎知識1、基礎知識2及び報告書の作成の科目については、同一の内容と整理できることから、建築物石綿含有建材調査者講習を受講した者については、工作物石綿事前調査者講習における基礎知識1、基礎知識2及び報告書の作成の科目を免除することができることとしたこと。同様に、工作物石綿事前調査者講習の受講者については、建築物石綿含有建材調査者講習における基礎知識1、基礎知識2及び報告書の作成の科目を免除することができることとしたこと。

なお、修了考査は、事前調査を行うために必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものとするとの規定を踏まえ、受講免除された科目があっても、それらの範囲を含めて実施することが求められること。

(6) 地方支分部局に関わる事務等（新登録規程第17条、第18条、第19条、第20条関係）

講習の登録、報告の徴収、公示、関係行政機関の長の連携、権限の委任等については、既存の建築物石綿含有建材調査者講習に係る規定を準用して規定していること。

2 建築物石綿含有建材調査者講習との関係

- (1) 旧登録規程に基づき登録されている建築物石綿含有建材調査者講習機関が、工作物石綿事前調査者講習を実施する際は、新登録規程の規定に基づく工作物事前調査者講習の登録を行う必要があること。
- (2) 建築物石綿含有建材調査者講習と工作物石綿事前調査者講習の両方について、

登録を行った講習機関は、これらを同時に実施することができる。ただし、受講者の便宜のため、各々の講習についても少なくとも年に1回以上は実施することが望ましいこと。

- (3) 建築物石綿含有建材調査者講習と工作物石綿事前調査者講習を同時に実施する場合、一方の講習を受講した者は、基礎知識1及び2並びに報告書作成の科目について、もう一方の講習において当該科目の講義の受講を免除することができるところから、これらの科目を重ねて実施する必要はないこと。

3 その他（附則関係）

(1) 適用日

改正告示の告示日から適用することとしたこと。

長野労発基0410第2号
令和5年4月10日

関係団体の長 殿

厚生労働省長野労働局長



石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示の施行について

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物の一部を改正する告示（令和5年厚生労働省告示第89号。以下「改正告示」という。）については、令和5年3月27日に告示されたところであります、令和8年1月1日（一部令和5年10月1日）から施行することとされたところです。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりとなりますので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員企業その他関係者に対する本改正等の内容の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 趣旨

石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第2号）による改正後の石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）により、工作物の解体又は改修の作業（以下「解体等の作業」という。）を行う際の事前調査において、一部の場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととされたところである。

これを受け、石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）及び石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号。以下「特定工作物告示」という。）について、所要の改正を行った。併せて、特定工作物告示について、対象物を追加する改正を行った。

2 改正の概要

(1) 石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部改正

工作物の事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者について、以下に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ以下の者とする。

① 特定工作物告示で定める工作物のうち、炉設備、電気設備、配管設備、貯蔵設備等の解体等の作業

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「登録規程」という。）第 2 条第 5 項に規定する工作物石綿事前調査者

② 特定工作物告示で定める工作物のうち、煙突等の建築物と一体となっている設備等の解体等の作業又は一部改正後の特定工作物告示に規定するもの以外の工作物の解体等の作業のうち塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業

①に掲げる者又は登録規程第 2 条第 2 項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第 3 項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

(2) 特定工作物告示の一部改正

① 特定工作物として、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）を追加する。

② その他所要の改正を行った。

3 細部事項

(1) 特定工作物告示関係

「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条第 2 項第 1 号「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）をいうこと。

4 適用日

(1) 2 (1) 及び 2 (2) ②の適用日は、令和 8 年 1 月 1 日とすること。

(2) 2 (2) ①の適用日は、令和 5 年 10 月 1 日とすること。